

○竹原市教育委員会傍聴規則

**第1条** この規則は、教育委員会の会議の傍聴について必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

**第2条** 教育委員会の会議を傍聴しようとするものは、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

**第3条** 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を持っている者
- (3) 前2号のほか、教育長において傍聴を不適當と認める者

**第4条** 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 教育長の許可を受けずに、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

**第5条** 傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととした事件を審議することを教育長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

**第6条** 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

**第7条** この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。